

貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書

日本機械輸出組合と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、2024年4月1日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。

記

（対象契約から除外する契約）

第1条 別紙1から128のⅠ.に規定する一の契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。

（対象契約の契約金額の変更）

第2条 特約書附帯別表第2に掲げる契約であって、別紙A記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結したものについては、当該附帯別表の規定にかかわらず、当該契約の契約金額を1,000万円以上とする。

（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）

第3条 輸出者等ごとに別紙1から128のⅡ.に規定する仲介貿易契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。

（対象となる貨物の追加）

第4条 別紙B記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した一の契約については、特約書附帯別表第2の対象貨物に別紙B記載の該当する貨物を含むものとする。

（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）

第5条 輸出者等ごとに別紙1から128のⅢ.に規定する対象契約については、Ⅲ.に記載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するものとする。

（追加特約の内容の変更）

第6条 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。

2024年4月1日

日本機械輸出組合

理事長

國分 文也

印

株式会社日本貿易保険

代表取締役社長 黒田 篤郎

印